

令和4年9月15日

沖縄県知事

玉城 康裕 殿

沖縄県文化芸術振興審議会

会長 比嘉 悅子



令和5年度文化芸術振興施策の推進について（答申）

令和4年6月3日付け沖縄県諮問文第1号で諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり答申します。

記

沖縄県では、平成25年10月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、「文化芸術の担い手の自主性の尊重」などの10の基本理念のもと、文化芸術振興施策に関する事業が実施されています。

このたび、知事の諮問を受けて、当審議会において、令和5年度文化芸術振興施策の推進について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

今後とも、本県の多様で特色のある文化・芸術資源を生かしつつ、その保存・継承及び新たな文化の創造に取組まれるとともに、更なる沖縄らしい文化・芸術振興施策が展開されることを期待しております。

令和4年度沖縄県文化芸術振興審議会における意見の詳細について

令和5年度文化芸術振興施策の推進について

- (1) 琉球歴史文化の日に関する啓発について、歴史的な人物の生い立ちや功績等を紹介することで、琉球の歴史だけでなく文化をより深く知る機会とする必要がある。
- (2) 繙承が衰亡の危機にある各地域の伝統行事や古謡等の基層文化を支える取組を強化するとともに、各地域の担い手や文化団体等にも支援が行き渡るよう活用しやすい方法について検討する必要がある。
- (3) 学校教育におけるしまくとぅば学習を推進するとともに、人材や資料、インターネット等を活用し、日常生活で使用できる「生きた」しまくとぅばの伝承を行う必要がある。
- (4) 沖縄伝統空手の神體はしまくとぅばにあることから、沖縄伝統空手を醇乎たるしまくとぅばで教える取組等について検討する必要がある。
（注）じゅんこ
- (5) 無形文化財（工芸技術）「琉球陶器」の県指定文化財に向け取り組むこと。
- (6) 琉球料理の文化的価値を県民に伝えるための各種講座の実施や「琉球料理の日」の周知等により県民意識を盛り上げるとともに、琉球料理のユネスコ無形文化遺産への登録に向けどのように取り組むのか明確にする必要がある。
また、食文化の保存、普及、継承においては、マーケティングやターゲティングの視点を踏まえて取り組んでいく必要がある。
- (7) 工芸産業の振興を図るため、市場ニーズを踏まえた商品開発に対する支援策を行う必要がある。
- (8) メディアアート分野における施策について充実させる必要がある。
- (9) アーツマネジメント人材については、芸術分野や文化施設・団体において実装されるなど、育成した人材の活用（確保）を進める必要がある。
- (10) 歴史的建造物の修復・保存に係る大工職人や石工職人等の伝統的技術職人の高齢化を踏まえ、速やかに後継者育成の取組を行う必要がある。

- (11) 文化芸術における担い手の高齢化が進んでいることから、若手実演家、次代を担う人材の育成及び活躍の場の確保並びに、これらの担い手が自立できるための支援を行う必要がある。
- (12) 文化資源を活用した新たな観光メニューを確立し、効果的にプロモーションを実施する必要がある。また、観光メニューの確立に向けては、ターゲットとする層（外国人、女性等）の意見を取り入れる体制を構築する必要がある。
- (13) 障害者が安心して文化芸術を（障害の特性に即した形で）鑑賞できる環境を整える必要がある。
- (14) オンライン等のデジタル技術を効果的に活用し、離島や過疎地域においても、広く県民が文化芸術を享受できる環境を整える必要がある。